

配分委員会委員への協議  
【 協 議 】  
平成30年11月1日  
岩手県復興局生活再建課

第20回平成23年東北地方太平洋沖地震及び津波義援金  
配分委員会書面協議事項

次のとおり「第3次配分第8回」として義援金の追加配分を行うことについて、配分委員会の書面表決を求めるものです。

- 1 各市町村に対し、平成30年12月上旬を目途に追加配分を行う。
- 2 配分額を、死亡又は行方不明1人当たり6千円、住宅全壊の場合は6千円、住宅半壊の場合は4千円とする。

1 追加配分の理由

被災世帯における冬期や年末年始等の多様な生活需要に対応するため配分するもの。

2 各市町村への追加配分方針案

各市町村において、第3次配分の交付対象者（死亡若しくは行方不明又は住宅の全半壊若しくは全半焼）に個別に上乘せ交付することを原則とし、配分単価は、次のとおりとする。

死亡又は行方不明（1人当たり）、住宅全壊等（1戸当たり）			住宅半壊等（1戸当たり）		
国分	県分	計	国分	県分	計
4千円	2千円	6千円	2千円	2千円	4千円

3 追加配分可能額（平成30年9月末日現在）

区分	義援金残金	追加配分可能額
金額	2億 248万円	2億 248万円
内訳	国分	1億1,914万3千円
	県分	8,333万7千円

4 今回配分額と配分後残金

区分	追加配分可能額	第3次配分第8回（案）	配分後保留額
金額	2億 248万円	1億7,103万6千円	3,144万4千円
内訳	国分	1億1,914万3千円	947万1千円
	県分	8,333万7千円	2,197万3千円

※ 国分保留額は新規申請7件分、県分保留額は新規申請37件に相当（災害関連死等）。

<参考>本追加配分後の交付対象1件当たりの額（単位：千円）

	配分回数	死亡又は行方不明（1人当たり） 住宅全壊等（1戸当たり）			住宅半壊等（1戸当たり）			半壊以上の被害を受けた福祉 施設の入所者1人当たり	
		国分	県分	計	国分	県分	計	全壊	半壊
平成23年度	5	1,110	510	1,620	560	430	990	1,110	560
平成24年度	1	38	6	44	19	6	25	38	19
平成25年度	1	24	35	59	12	35	47	24	12
平成26年度	1	22	12	34	11	12	23	—	—
平成27年度	1	14	9	23	7	9	16	—	—
平成28年度	1	10	3	13	5	3	8	—	—
平成29年度	1	6	2	8	3	2	5	—	—
平成30年度	1	4	2	6	2	2	4	—	—
合計		1,228	579	1,807	619	499	1,118	1,172	591